

第5回宇宙活動法基準・安全小委員会 議事録

1. 日時：令和8年9月7日（月） 13：30－14：48

2. 場所：内閣府 宇宙開発戦略推進事務局 大会議室

3. 出席者

（1）委員

久保田座長、渡邊座長代理（オンライン出席）、青木委員（オンライン出席）、菊地委員（オンライン出席）、木村委員（オンライン出席）、小林委員、高取委員、中須賀委員（オンライン出席）、松尾委員、松山委員（オンライン出席）

（2）事務局（内閣府宇宙開発戦略推進事務局）

龍崎事務局長、鎌田審議官、相川参事官、吉村参事官、大段参事官補佐、佐藤参事官補佐、田中参事官補佐

4. 議事

○佐藤補佐 全員そろいましたので、事務局からのアナウンスから始めさせていただきます。

本日の資料を机上に配付しております。オンラインで御参加の皆様には事前に電子メールで送付しております。

参考配付資料が委員名簿になっておりまして、机上に紙で配付させていただいております。本日は委員及び臨時委員の過半数に御出席いただいております。

それから、机上のタブレットが2種類ございますけれども、右側が操作いただける用で、左側が閲覧用になっておりますので、左側は操作しないようによりしくお願いいたします。

本会合は非公開ですけれども、議事要旨、資料及び議事録は会議後に公開いたしますので、御承知おきください。

それでは、久保田座長、進行をよろしくお願いいたします。

○久保田座長 久保田でございます。

時間になりましたので、第5回「宇宙活動法基準・安全小委員会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中を御参加いただき、ありがとうございます。

本日、会場にて小林委員、高取委員、松尾委員が参加しております。それから、オンラインでは渡邊座長代理、菊地委員、木村委員、中須賀委員、松山委員、青木委員が参加となっております。

なお、中須賀委員につきましては、14時から15時に一時退席されると伺っております。

それでは、議事に入る前ですけれども、事務局の龍崎局長より御挨拶をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○龍崎局長 8月7日付で新たに事務局長に就任いたしました龍崎でございます。今後、大変お世話になります、御指導を含め、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、本日も御多忙かつ天候不順の中、この小委員会に御出席いただきましたこと、オンラインの先生方を含めて大変ありがとうございます。

御案内のとおり、宇宙活動法は、本年6月17日に公布された改正法によりまして、公共の安全を確保しつつ、ロケットの打上げに関する多様な需要に対応するため、ロケット単体での打上げに係る規制体系を整備することによりまして、人工衛星の軌道投入を中心に規制をするこれまでの体系から、ロケットの打上げそのものに着眼した規制体系へと転換されるということでございます。

具体的には、開発段階の試験打上げとして、ダミーペイロードを搭載して行う打上げなどの人工衛星の搭載、また、分離を伴わない打上げを許可対象に追加しますとともに、人工衛星に該当しない人工の物体につきましても、打上げ許可審査前にその構造が基準に適合していることをあらかじめ認定する制度が創設されることになったということでございます。

一方、宇宙活動を取り巻く環境というのは大きな変化を続けております。民間事業者による通信、観測、測位などの宇宙利用の拡大に伴いまして、世界的な打上げ需要もますます増加していること。また、新たな打上げ形態に向けた技術開発も進むなど、宇宙活動は新たな成長段階に入りつつあると思っております。

このような状況を踏まえて、今後の宇宙ビジネスの広がりを視野に入れた制度、基準の構築に関しまして、国際的な連携・調和の重要性もますます高まっているということでございまして、先月末には訪米いたしまして、米国の規制当局であります米連邦航空局の長官と宇宙分野では初となります協力覚書を締結して参りました。

このような状況の下、現在、内閣府におきましては、民間事業者の御意見も伺いながら、宇宙活動法施行規則、審査基準などにおいて法改正事項を反映し、併せて国会での御指摘、それから、宇宙活動を取り巻く環境の変化も踏まえまして、基準・手続の見直しを行っているところでございます。

本日は、これらの改正案の方向性について御議論いただきたいと考えております。

その後、今年度2回予定されております本小委員会での御審議などを踏まえまして、公布の日から1年以内に定められる改正法の施行日に合わせて施行規則などの改正を行えばと考えてございます。より良い改正が行われますよう、何とぞ御忌憚のない御意見を賜れば幸いです。どうかよろしくお願い申し上げます。

○久保田座長 龍崎局長、ありがとうございました。

それでは、早速ですけれども、議題に移りたいと思います。

本日の議題は「（１）宇宙活動法改正等を踏まえた施行規則及び審査基準の改正案並びにガイドライン等改正の方向性について」です。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○吉村参事官 久保田座長、ありがとうございました。

配付資料としましては資料１、２、３とございまして、事務局のほうからは資料１を中心に御説明させていただきます。

なお、資料２、３につきましても説明は割愛させていただきますけれども、この小委員会の中で御意見等がございましたら、お願いしたいと考えております。

それでは、資料１につきまして御説明させていただきます。

開きまして目次でございまして、全部で６項目でございます。１から３、特に施行規則、法改正の部分につきましては、今回の宇宙活動法の改正を担当した法制ラインの参事官の相川のほうから説明させていただきます。また、４から６につきまして、審査基準、ガイドラインの方向性につきましては、私、吉村のほうから説明させていただきます。

それでは、相川参事官、お願いします。

○相川参事官 ありがとうございます。法改正を担当しています相川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料１に沿いまして御説明させていただきます。

まず「１．施行規則等の改正方針案」でございます。

４ページ目を御覧いただければと思います。先ほど龍崎のほうからも話がございましたけれども、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律ということで、改正法が６月１７日に公布されております。ロケット単体での打上げに係る規制体系を整備するということで、ロケットの打上げそのものに着眼した規制体系へと転換してございます。

改正法によりまして、宇宙活動法におきましては、ダミーペイロード等、人工衛星の搭載または分離を伴わない打上げを許可対象に追加することと、打上げの許可審査前にその構造が基準に適合していることを認定する制度を創設いたしております。

これらの改正につきましては、公布の日から起算して１年以内に施行されるということでございますので、関連の下位規定類でございます施行規則、審査基準、標準処理期間、そういったところにおきまして法の改正事項をまず反映するとともに、併せて国会での御指摘ですとか、外国制度等を踏まえた形で基準、手続の見直しを行ってまいりたいと考えております。併せまして、基準等に係るガイドライン、マニュアルといったものも改正いたしたいと考えております。

大きな改正に係る方針ということで４つ挙げておりますけれども、上から、法改正を受けて必然的な対応を行うもの、２番目に、法案審議の中でも御指摘いただいております審査の効率化等を行っていくという観点、３番目に、多様なロケットの打上げ形態への対応ということで、先行する外国制度を踏まえた形での見直し、整備を行っていくものと、４番目は、その他適正化を行っていくという４つの観点を持っております。

次に、５ページ目を御覧ください。

御審議いただく対象といたしまして、今回、内閣府令の施行規則から審査基準、標準処

理期間、ガイドライン、マニュアル、これらにつきまして御審議いただく対象とさせていただいております。

内閣府令に関しましては、宇宙活動法上、基準関係の府令の改廃に当たりましては、宇宙政策委員会に意見を聞かなければならないとされていることも背景にございます。今回、府令と審査基準につきましては、それぞれ新旧対照表ベースで資料をおつけいたしております。一方で、基準等に係るガイドラインとマニュアルの2つにつきましては、今回、改正の方針のみを御提示させていただいているところでございまして、次の回で具体的な案を提示させていただきたいと考えているところでございます。

おめくりいただきまして「2. 法改正の概要」で、7ページ目のところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、「2. 法律の概要」の下のⅠのところでございますが、これまでの人工衛星の軌道投入を中心に規制する体系からロケットの打上げに着眼した規制体系に変更していくということで、①②がメインのところでございますが、人工衛星の搭載または分離を伴わない打上げを許可の対象に追加していく。これによって試験的な打上げについても併せて政府補償の対象になってまいりますので、そういった活動を後押ししていきたいというところを考えてございます。

②は、人工衛星に該当しない人工の物体といったモニュメントみたいなものにつきましても、その構造が基準に適合しているということを打上げの審査の前に認定する制度を今回は設けてございます。

③のところは、①②のそれぞれについて、損害の賠償に関する制度を現行法並びで入れていくというところでございます。

ⅡとⅢは事務的な改正になってまいりますけれども、宇宙基本法の基本的施策ということで、今回はロケット単体というところを位置づけてまいりましたので、これを基本的施策の中でも明確に読めるような形で、宇宙開発利用に係るロケットの開発等に必要な機器、技術等の研究開発の推進を追加いたしております。

Ⅲは、宇宙政策委員会の調査審議の中でも、ロケット単体で打ち上げることについても明確に読めるような形で修正をしてございます。

施行期日は公布から1年以内ということで想定してございます。

次のページ、8ページ目は「国会における審議経過」ということで主なものを2つ取り上げさせていただいておりますが、まず、上のところは参議院の審議での安野先生のほうからの御指摘でございましたけれども、主に衛星コンステレーションのようなものを想定して、類似するような案件については、審査結果の共通化とか、そういったことが効率的にできないかといった御指摘がございました。これに対しまして大臣のほうから、審査の効率化というのは非常に重要な視点であると、運用のさらなる効率化を図るといったことを答弁申し上げてございます。

下のところは、衆議院の法案審議の中でございますけれども、川議員のほうから審査の迅速化をどう進めていくかという御指摘がございまして、これに対しまして、手続の簡素

化など不断の改善を図ってまいりたいということを御答弁申し上げます。

次のページ以降が「３．施行規則改正案の概要」でございまして、10ページ目が施行規則の改正案の概要の全体の目次みたいなページでございまして、それぞれの項目に対して先ほど申し上げました改正方針の案という４つの大まかな観点をそれぞれ付して説明するスライドでございます。具体的な内容はそれ以降に記載しております。

まず、次の11ページ目は「（１）法改正に伴う改正」ということで、法改正に伴う用語の変更ですとか、制度の変更を反映いたしてございます。

一番上から「規制体系の転換」ということで、人工衛星の軌道投入を中心に規制する体系からロケットの打上げそのものに着眼した規制体系へと転換するという部分でございまして、これは「人工衛星等の打上げ」の「等」というのは「人工衛星及びその打上げ用ロケット」というのが法定されておりました。今回は空のロケットも観念する観点から、その空のロケットも含めた形で「宇宙ロケット」と定義いたしております。

その下、ちょっと誤植があったのですが、これは「人工衛星等」ではなくて、既存の法令ですと「人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」ということで、空でも人工衛星を搭載していても宇宙ロケットという形で定義いたしております。この用語の変更を反映してございます。

その下の「ロケットの設計の確認制度」ということで、ここも若干誤植があって恐縮なのですが、「人工衛星等」とございまして、「人工衛星の打上げ用ロケット」というのがこれまでの法律の中でございまして、それについて設計の型式認定というのがこれまでございました。ただ、他法令等を見ますと、型式といった場合には、製造ラインまで確認して、ちゃんと同一のものが製造できますということを認定する制度が「型式」と呼ばれてございました。一方で、我々の制度については、あくまで設計を見るという制度でございまして、ここは適正化の観点から「設計の確認」と変更してございまして、この用語の変更を反映してございます。

その下「『特定人工衛星』の定義」ということで、今回はモニュメントのように特段制御されない物体についても観念するということになりましたので、これまでの人工衛星管理許可のターゲットを明確にするという観点から、位置等を制御することができるものを改めて「特定人工衛星」という定義を置いてございます。

その下でございまして、モニュメントのような人工衛星に該当しない人工の物体についても、打上げの許可申請前にその構造が基準に適合していることを認定する制度を創設しておりますので、それに関連する基準ですとか、審査手続等を府令のほうで反映してございます。内容は後で出てまいります。

その下の「特定人工衛星制御等基準」ということで、今回、制御できないような物体についても構造を見ていくということになりましたので、では、制御できるようなものについて特に求められる要件というのものもあるであろうということで、そういったところを含めた形で基準を新設しております。

その他、条項ずれを反映してございます。

続きまして、12ページ目が「（２）条文構造明確化のための追加」ということで、現行施行規則におきましては、章ですとか、節ですとか、目次といったものがございませんでした。今回、いろいろなものが入ってまいりましたので、条文構造を明確化する観点で目次、それから、章・節、これらを新設して分かりやすくしたいと考えてございます。

次のページ、13ページ目は「（３）搭載前人工衛星等の適合認定の新設に伴う改正」ということで、モニュメントのようなものについても事前に適合認定していくということでございまして、関連の内容については法改正の中で入れておりますので、付随的な申請事項ですとか、認定書を発行することになります、それを返納するときにはその効力を失うですとか、そういった手続関係の規定というのを府令において定めてございます。

続きまして、14ページ目でございます。「（４）許可証明書が法定されたことに伴う追記」ということで、今回、モニュメントのようなものについても、打上げの前、許可の申請前に確認するということになりましたので、そうすると、打上げのときにこれら構造については確認することといたしました。そういたしますと、打ち上げる実際の許可の前に、管理の許可を取っているとか、適合の認定を取っているといったことがあれば、それを打上げの許可の際に示してもらえれば審査を省略できますという形としておりますので、あらかじめ事前に許可を受けていますということを証する書面を法定して、それらの審査を省略できるという形にしております。関連の規定と関連の様式を追加してございます。

15ページ目でございますが「（５）申請効率化のための改正１（許可証の写しの削除）」というので、例えば、これまで変更の申請をする際には、もともとの現許可の許可証の写しを添付してくださいとしてございました。また、一方で、こちらは、我々のほうでは、許可の番号さえあれば、どういう現許可だったのだなというのが分かりますので、写しの提出というのは特段要らないので、申請書のほうに元の許可の番号さえ書いていただければ、写しは不要ですという形にしたいと考えております。

16ページ目、こちら申請効率化の観点でございます。同一の内容について、まとめて申請するということを可能にできればというものでございまして、先ほどの衛星コンステレーションのような形で同じような項目が並ぶことがあります。そういった点については、同じものであれば、その部分は省略できるような形で、衛星であれば、複数の衛星を１つの許可申請書の中に記載いただいて、それぞれ、例えば、寸法と質量、設計寿命、違う部分があれば、ここは違いますと言っていただいて、同じであれば、同じですということでチェックマークさえつけていただければ、それぞれ同じ、重複した記載を省略できるような形にしたいと考えています。関連の規定と関連の様式を整備いたしております。

17ページ目は「（７）外国の基準との調和を図るため等の改正」でございます。法改正に関する部分を反映するとともに、ロケット安全基準、設計別施設安全基準につきましては、外国制度との調和を図る改正を行っていきたいというところでございます。

具体的には、左上のところからでございます。ロケット安全基準につきましては、故障

等があっても安全を確保することができる措置の対象となるシステムを「安全上重大なシステム」ということで定義いたしております。これまでは着火装置などということでも具体的に書いてある程度でございましたけれども、こちらはアメリカのFAAでも同じような概念を導入して、しっかりハザード解析をした上で特定してやってくださいというところがございますので、それに調和を図るという観点から「安全上重大なシステム」というものを定義いたしております。

これに伴いまして、多重化の措置などの対象となるシステムについても、これは別途「飛行中断システム」ということでこちらの定義を明確化しております。

その下、設計別施設安全基準でございますけれども、こちらは法改正を反映いたしまして、名称をこれまでの「型式別」から「設計別」ということで変更してございます。また、こちらの基準につきましては、宇宙ロケットの設計に応じて定める基準とされてございましたので、現行法で想定しております地上の打上げ施設を用いて打ち上げられる宇宙ロケットについての基準であるということを明確化してございます。

その下「飛行安全管制」については、定義を再整理するということと、あと、飛行中断措置につきましては、自律的に自律破壊するようなものもございますので、無線設備を用いない場合も読めるような形で規定を修正してございます。

右側のところは、主に搭載される側の人工衛星等の基準でございます。

上のところは人工衛星等汚染等防止・安全基準でございます。これの内容については、これまでも規定されておりましたけれども、今回、名前を定義してというところが法律上規定されたところでございます。

また、併せて、今回、法律上は投入先・配置先を勘案するとされております。こちらにつきましては、これまで、例えば、地球周回軌道に投入するものについては、飛散防止ですとか、異常時の破砕防止といったところが求められてまいりますけれども、一方で、他天体に行くようなものについてまでこれらを求めるというのは、国際的にもまだ求められていないのではないかという事業者さんからの御指摘もございましたので、ここを分ける形で規定しております。地球以外の天体に行くといった場合には、飛散防止ですとか、異常時の破砕防止につきましては、仕組みがなるべく講じられていることということで、今回、濃淡をつけるような形で規定してございます。

その下のところは、特定人工衛星ということによって管理される人工衛星でございますけれども、こちらを制御するために特に必要な基準として明確に切り出して規定してございます。制御するための信号を送信する無線設備があって、それを受信する無線設備があること、それから、計画を遵守するために十分な信頼性を確保するための措置が講じられていることというこの3つを規定してございます。

18ページ目でございます。「(8) 締約国外国政府の許可等があった場合の省略規定を追加」ということで、これまで、まず、法律レベルの中で外国認定制度というものがございまして、外国のほうで確認がとれていれば、日本のほうでは全くその設計を見る必要が

ございませんという制度がこれまでございました。ただ、一方で、これまでこれを定めた実績はございませんで、宇宙ロケットの設計に特段何か世界的な基準があるというような状況でもございませんので、法改正の中では当該規定については削除したところでございます。

「一方で」というところで、今後の相互承認に向けた対応といたしまして、先ほど龍崎のほうからもございましたけれども、今、二国間の政府の間で宇宙ロケットの審査に係る調和を図る動きがまさに出てきているところでございまして、先月末のFAAとのMOCの中でも今後そういった調和を図っていこうということが新たな動きとして出てきております。

したがいまして、内閣府令の中で追加的な添付書類を求めておりまして、それが一番下のところがございます、飛行実績とか、試験結果とか、信頼性の評価結果とか、こういった付随するような書類につきましては、相手国、外国政府のほうで我が国の打上げ許可・設計確認に相当する処分を受けている場合には、そういった添付書類を省略することが可能となるような規定を設けていきたいと考えてございます。

19ページ目は「（９）欠格事由の該当有無の確認方法の変更に関する改正」ということで、法律の中で申請者の欠格事由が設けられております。こちらの欠格事由に該当しないということにつきましては、これまでの施行規則の中では欠格事由に該当しないことを書いてくださいということになっておったのですけれども、他の法令等を見ますと、ちゃんと該当しませんということを誓約させる方式がとられているのが通常でございますので、今回の改正の中で欠格事由に該当しないことを誓約する書類を提出するという事で適正化を図ってまいりたいと考えております。

府令関係は以上でございます。

○吉村参事官　続きまして「４．審査基準の改正案及びガイドライン改正の方向性の概要」について、20ページ以降を御説明させていただきます。

まず、21ページでございますけれども、宇宙ロケット、人工衛星、損害賠償という形で御説明させていただきます。

早速ですけれども、22ページをご説明します。

法改正によりまして、今回、宇宙ロケットに人工衛星等を搭載しない場合、例えば、ダミーペイロードを搭載する場合も許可対象になったということで、これまでは搭載する人工衛星の目的・方法について審査しておりましたけれども、宇宙ロケットそのものの打上げの目的を審査する必要があるということで、審査基準の中で宇宙ロケットの打上げの目的、それから、搭載する人工衛星等の利用の目的・構造につきまして今回は審査対象としております。

それを受けまして、まず、宇宙ロケットの打上げの目的につきましては、これまでの人工衛星の目的と同じ基準でございますが、基本理念、宇宙基本法の第２条から第７条に則していること、それから、いわゆる宇宙条約の円滑な実施、それから、公共の安全の確保に支障を及ぼさないという観点で基準を設けております。

また、宇宙ロケットに搭載する人工衛星等につきましては、目的はこれまでどおりでございますけれども、構造につきましては、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施、それから、公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないことということで、先ほど施行規則の中で御説明がございましたが、人工衛星等汚染等防止・安全基準への適合ということでまとめております。

具体的なガイドラインの改正の方向性でございますけれども、現行の人工衛星の目的と同じ基準を定めるということと、加えて、搭載する人工衛星等の構造の基準につきましては、これまでの人工衛星の管理に係る構造基準と同じものを設定する予定でございます。

続きまして、2つ目でございますけれども、今回、法改正におきまして打上げ施設の使用の方法をロケットの打上げ計画の一部として定めということが定まりました。それを受けまして、基準におきましては、太字でございますけれども、宇宙ロケットの構成品の受入れ、組み立て、それから、衛星搭載等の方法、宇宙ロケットの発射に係る主な設備の使用方法を記載した文書を作成し、その文書に記載された方法を実施するということとしております。

ガイドラインの改正の方向性につきましては、実際の打上げ施設の使用の範囲でございますけれども、打上げ準備作業ということで、打上げ直前の作業部分から打上げ施設の使用方法を定め、文書につきましては、文書そのものを出すというのではなくて、文書一覧を出していただきまして、審査の中で必要に応じて文書を確認させていただくという形で申請者の簡便性を確保したいと考えております。

続きまして、同じく、今回の法改正によりまして、搭載の方法につきまして審査対象になりました。具体的には、搭載される人工衛星等の搭載の方法でございますけれども、宇宙ロケットに人工衛星等が搭載される場合は、その据付けの位置、宇宙ロケットとの連結の方法、その他の搭載の方法が宇宙ロケットの耐性または人工衛星等の耐性に重大な支障を生じないことを基準に規定する予定でございます。具体的なガイドラインにつきましては、このような人工衛星等の据付けの位置、連結の方法を踏まえつつ、搭載される人工衛星により宇宙ロケットの飛行に支障が生じないことを重心・重量解析などにより評価するものとするということで、下線部の重心・重量解析について、新たに追加する予定でございます。

続きまして、趣旨4でございますけれども、こちらは外国制度による基準及びこれまでの打上げ事例を踏まえて新設するものでございます。

具体的には、飛行計画の成立上やむを得ない場合において、ロケットの飛行中断により安全を確保することができない飛行フェーズにおいては、他の手段にて他の飛行フェーズと同等の安全性を確保することというものがございまして、これはどういうことかといいますと、ロケットを軌道投入する前に、やむを得ず海上ではなくて陸域を飛行する場合でございますけれども、その場合におきましては、飛行中断できないフェーズもございまして、その部分については、しっかり安全性を確保してくださいというものでございまして

て、基準もそういう趣旨で書いております。

具体的には、ガイドラインにおきましては、その飛行フェーズにおきましては、ハザード解析の手段を用いて安全確保を図る必要があるということで、具体的には、より信頼性の高いシステムとして、陸域に落下しないということを確保してくださいというものでございます。

2つ目の飛行中断に係る部分でございますけれども、今回、飛行中断実施後に関係機関へ速やかな連絡の方法について確認することを、ロケット打上げ計画における審査基準として新設しております。これまでは関係機関との連絡の確保ということで、いつ何を連絡するということは特段明確化されておりましたので、今回、速やかに連絡することと、実際に破片が落下する予想域につきましては、関係機関に調整・連絡することとを定めております。

続きまして、法改正によりまして、下線を引いてありますが「他の物体との離隔距離を確保できることを適切な打上げ日の評価の一部とするように改正」ということでございまして、これは実際にロケットを打ち上げる際に、ロケットの飛行経路、それから、衛星を分離する際の高度・速度を鑑みて、既に軌道上にある有人の宇宙ステーションであったり、または他の人工衛星と衝突しないように、適切な離隔距離を評価した上で打上げ時間等を定めてくださいというものでございます。

これまでは有人宇宙船のみの干渉の確認でございましたが、今回の法改正によりまして、他の物体、また、人工衛星につきましても離隔距離を確保せよというものがございましたので、こちらの要件を定める予定でございます。ただ、米印で書かせていただいておりますが、実際の方法については、今、関係機関も含めて調整中でございます。

続きまして「（２）宇宙ロケットの設計の確認関係」の部分でございます。先ほど施行規則でも御紹介がありましたが、もともと着火装置等とか、分離装置等ということで、それに対する安全要求のみになっておりましたけれども、今回は諸外国も踏まえまして「安全上重大なシステムの安全要求」ということでまずタイトルを変更したということと、実際に安全上重大なシステムというものは事業者がハザード解析を通じて識別していただく必要があります。

これは事業者による今後の宇宙ロケットの多様な形態に対応できる基準ということで、これまでは垂直に打ち上げるロケットを想定して、その安全要素ということで、着火装置とか、人工衛星を分離する装置とか、そういったところの安全要求を明確にしておりましたけれども、今後、新しい打上げ形態、例えば、バルーンを使った打上げロケットとかでありますと、打ち上げた後の風の制御とか、そういった部分も安全を確保する上で非常に重要なところでございますので、そういったものはガイドラインでこれとこれと定めるのではなくて、事業者自らがハザード解析を実施していただいて、そのリスクを軽減する対応をとっていただくということを今回は基準の目的としております。

続きまして、28ページでございますが、こちらは単純に名称を変更したものでござい

して、これまでは重要なシステム等の信頼性及び冗長性を確保してくださいというものでございましたけれども、諸外国におきまして重要なシステムというのは飛行中断システムのことでございますので、名称につきましては「飛行中断システム」に変更させていただくということで、中身については従来のものと変わりません。

続きまして、29ページは「（３）打上げ施設の適合認定関係」の部分でございますけれども、先ほどの宇宙ロケットの設計と対になる部分でございますので、同じ変更をしておりますということで「着火装置等の安全要求」を「安全上重大なシステムの安全要求」と変更したということと、併せて、それを実施するに当たりましては、ハザード解析、その他のリスク分析を用いてそれを識別してくださいという形にしております。

続きまして、これも同じく対になる改正でございますけれども、従来の「重要なシステム等」を「飛行中断システム」という名称に変更するものでございます。

続きまして「（４）人工衛星等汚染等防止・安全基準」でございます。今回の法改正によりまして、この人工衛星等汚染等防止・安全基準におきまして、人工衛星等の投入先・配置先を勘案して定めるということが定まりました。真ん中の左側は従来の人工衛星の構造基準でございまして、右側が今回の改正の方向性でございまして、１、２、３、特に地球を回る軌道に投入する人工衛星につきましては、特段の基準の変更はございませんが、４の地球以外の天体の軌道に投入する場合につきましては、まず「①他の天体の環境汚染の防止の仕組み」は従来どおりでございますが、２の①、２の②とありますが、意図しない物体放出防止の仕組み、それから、異常時の破砕防止の仕組みについては、なるべく講じられていることということにしています。

理由としましては、現在、地球を回る軌道につきましては、国際的にもすべからず、意図しない物体放出防止、異常時の破砕防止を求めているのですけれども、月とか火星とかに行く場合、または月着陸の場合には、諸外国においては必ずしも①と②を求められておりません。国際的にも今議論は進んでいるのですが、コンセンサスがまだ得られていない状況で、日本だけ厳し過ぎるのも国際競争上の阻害になるということもございまして、ガイドラインに書かせていただいておりますけれども、ミッションの特性に応じて判断することということで、必ずしも破砕防止・物体放出防止の仕組みを求めないという形にしております。

続きまして「（５）特定人工衛星の管理に係る許可関係」では、今回の法改正によりましていわゆる特定人工衛星の制御等基準を定め、その一部として人工衛星について制御するための基準を明確化するというところで、先ほど施行規則でも御説明がありましたように、信号の受信・送信、それから、管理計画を遵守するために必要なシステムにつきましては、リスクに応じて十分な信頼性を確保するための措置を設けてくださいということで、人工衛星の管理・制御というのは基本的に他の衛星との干渉防止であったり、または終了措置といった破砕防止措置を司る機能ということでございますので、その機能がしっかり機能する必要があるということで、今回、新たにガイドラインにも記載させていただきま

すが、故障モードを識別してリスクに対する低減策を講じてくださいという要件を加えております。

具体的には33ページに実施例を書かせていただいておりますけれども、各人工衛星にはいろいろな系統がございまして、それぞれの系統ごとにどのような故障モードがあって、故障した場合にどのような影響が発生するか。その影響を低減するための低減策として、冗長化とか、異常検知機能とか、そういったところを識別していただいて、それに対する措置を講じていただくというものでございます。

最後に「（６）損害賠償責任関係」の部分でございすけれども、今回の法改正に伴いまして、人工衛星等の落下と損害の賠償責任につきましては、人工衛星等の宇宙ロケットへの搭載を委託した者も含まれるということでございまして、そこが明確化されております。損害賠償責任のガイドラインにおきましても、責任を有する者として当該人工衛星等の搭載を委託した者を追加したという点がございす。

２点目は、現行の運用を踏まえまして、事業者が加入する責任保険契約というものがございまして、加えて、政府が補償する補助がございすが、損害賠償額満額を責任保険契約または特定補償契約により第三者損害に充当しなければ、超過補償契約は発動しない点に留意するということを明確化しております。

続きまして「５．マニュアルの改正の方向性の概要」でございす。

36ページでございすが、今、活動法上は２つマニュアルがございまして、１つは申請マニュアル、もう一つは宇宙物体登録に係る情報提供マニュアルでございすけれども、まず、申請マニュアルにつきましては、今回の法改正に伴った用語の変更や制度の変更を反映するという点が１点あります。

これまで１本で宇宙ロケットと人工衛星をまとめていましたが、今回、いろいろな制度が増えましたので、あと、利用者の簡便性を考えまして、宇宙ロケットと人工衛星の２つに分けて新設することにしました。

また、審査効率化の対応ということで、今回、まとめ申請というのを新たに導入しましたので、まとめ申請の記載の方法、それから、今回はまとめ申請だけではなくて、過去に許可したものを引用することも可能にしますので、過去に許可したものの申請書類の引用の仕方、記載例を書かせていただいております。

それから、宇宙物体登録に係る情報提供マニュアルでございすけれども、今回の法改正によりまして、特定人工衛星以外の人工衛星等につきましても、物体登録をする必要があるということで追加しております。これはこれまでも提出していただくものでございましたけれども、それを明確化したものでございす。

また、国連に物体登録を提出するのですが、その様式がございまして、これまでは記載例とかが足りていなかったところもありますので、今回、記載例や留意事項を拡充させていただいて、申請者の皆様の使い勝手の良いマニュアルへの改正を予定しております。

米印に書かせていただいているのは改正内容ではございませんが、今後、今年度のマニ

ュアルの改正以降は、申請者の利便性等を鑑み、柔軟に変更するために事務局の裁量で変更させていただきたいと考えている旨を記載させていただいております。

最後に「6. 今後のスケジュール」というところで書かせていただいておりますが、今後、事業者との調整やパブリックコメントによる意見募集を行いながら、基準・安全小委で御審議いただき、所定の手続を経て、令和9年度初め頃の改正法施行日に合わせて施行規則及びガイドライン等の公開を行う予定でございます。

本日の委員会は9月7日の第5回ということで、これまでも事業者との意見調整は進めておりますが、引き続き事業者との意見調整を事前に進めさせていただいて、第6回の小委員会につきましては11月24日、その後、パブリックコメントを実施しまして、パブリックコメントの意見を踏まえた修正を踏まえて、来年2月16日に第7回の宇宙活動法基準・安全小委員会を開かせていただきまして、最終的には令和9年4月から6月、まだ改正法の施行日が決まっておりますので、この範囲で書かせていただいておりますけれども、それに合わせまして施行規則、それから、ガイドライン等について公開する予定でございます。

ありがとうございました。

○久保田座長 相川参事官、吉村参事官、御説明ありがとうございました。

この改正につきましては、御存じのとおり、様々な打上げへの対応と申請・許可等の効率化というのが主たる趣旨になっております。今日は主に3点、施行規則の改正と審査基準の改正、それから、ガイドライン・マニュアルの方向性について御説明いただきましたので、皆様から御質問、御意見をいただきたいと思います。多岐にわたりましたので、まず、施行規則の改正について御質問、コメント等がありましたら、皆様からお願いいたします。

オンラインの方は挙手ボタンを押していただければと思いますが、いかがでしょうか。

青木委員、お願いいたします。

○青木委員 御説明ありがとうございました。

これは法律に書き込んである定義の問題なので、今となっては仕方がないことだとは思いますが、施行規則の部分で少し分かりにくくなることを懸念する点について申し上げます。「人工衛星等」は、「特定人工衛星」、人工衛星およびその他の人工物体から構成されますが、「人工衛星等」と言っているときに、ほぼすべての条文で出てくるのは結局、特定人工衛星とその他の人工の物体にとどまり、「特定人工衛星」と「人工衛星」の相違が法律上ほぼ不要となっております。しかし、許可の対象は「特定人工衛星」です。この辺りの分かりにくさを緩和する方法については、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。そして、今後、日本が外国の衛星を多く打ち上げるということを考えるときに、英訳をしなければいけないときにも分かりにくさが残るような気がします。意識をすることでもできないではないですけれども、それはそう簡単に許されることではありませんので、結局、人工衛星とは何なのかということについて、どのように御説明してい

くことになるのかを教えてくださいましたらと存じます。

○久保田座長 御質問ありがとうございました。

たしか以前、法改正の前のときに、人工衛星について、それは何を指すのかという議論があったような気もするのですけれども、事務局のほうから何か回答いただければと思います。

○相川参事官 青木先生、御指摘ありがとうございます。

まず、おっしゃるとおり、法律レベルの中でこれまで「人工衛星等」だったものは「人工衛星及びその打上げロケット」で、それが今回の法改正によって人工衛星と軌道上で使用しないようなものも含めたモニュメントみたいなものということで、「等」の意味するところが確かに変わってございます。

その辺りで、府令の中では法律上の条文をベースにした上で規定しているので、あくまで「人工衛星等」の「等」が何なのか、意味するところというのは法定されてしまっているんで、それを変更するということは難しい状況ではございます。

一方で、おっしゃるとおり、それをどのような形で表現して御説明していくのだということかなと思いましたので、いろいろな様々なところで周知を図っていくことになると思いますので、そこで対象が人工衛星なのか、「等」の中で含まれている制御・使用しないようなものなのかという辺りは、うまく補足をして説明していくかなと思っています。

一方で、人工衛星とは何なのか。おっしゃるとおり、人工衛星自体の定義は今回の法改正で特段変えてはおりませんで、軌道上で使用する人工の物体ということではあるのですけれども、おっしゃるとおり、英訳とかも含めて、今まさに実は英訳をどうしようかというのを実務上検討を進めているところでございまして、では、どのような形で表現していくのが適切か。ただ、条文があるので、あまりそこから離れることは難しいのですが、一方で、外国の方からそれを御理解いただくにはどういう表現が適切かといったところは、まさに我々も今検討を進めているところでございまして、その点はまさに別途御相談をさせていただきながら、どのような形で外に示していくことが適切かというところは相談させていただければと思っています。

○吉村参事官 吉村です。

補足ですが、おっしゃるとおり、申請者は法律も見ますけれども、やはりガイドラインとかマニュアルのほうをまず参照しますので、例えば、フローチャートで、この人工物体が使用するか、使用しないかということで人工衛星といわゆる「等」の部分で分けます。一方で、使用する人工物体である人工衛星のうち、地上から制御できますか、しませんかということで、地上から制御できる場合は特定人工衛星、そうでない場合は通常的人工衛星という形で、ガイドライン、マニュアル等にフローチャートも含めましてできるだけ分かりやすいように工夫していきたいと思っています。

○大段補佐 参事官補佐の大段でございます。青木先生、ありがとうございます。

「特定人工衛星」と「人工衛星等」の関係につきましては、法律上「人工衛星等」には特定人工衛星も含む形となっております。他方で、「搭載前人工衛星等」につきましては、定義のところで人工衛星等から特定人工衛星を除いていたりですとか、あと、53条2項のところで特定人工衛星以外の人工衛星等についての落下等の責任を定めておりますが、こちら「特定人工衛星以外の人工衛星等」という形で、法律上は「特定人工衛星」を除く「人工衛星等」だけに適用すべき条文のところには、そこが分かるように記載しているところなのですけれども、先ほど吉村参事官のほうから御説明申し上げたとおり、施行規則だけを読んだとき、あるいはガイドラインを読んだときに、それがどちらを指しているのかというところが分かりづらいかと思いますので、その辺はマニュアル等も含めて分かりやすく記載していければなと思っております。

あと、英訳のところにつきましては、また悩ましいところもあるかと思っておりますので、引き続き御相談をさせていただければと考えております。

○青木委員 ありがとうございます。

○久保田座長 青木委員、大事な点をありがとうございます。まずは誤解がないように、かつ、分かりやすいようにその辺は検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、次の御質問、コメントで、高取委員、お願いいたします。

○高取委員 ありがとうございます。

全体として改正の方向性に賛成しています。その上で数点、御質問、コメント等をさせていただきます。

まず、資料1の17ページ、18ページのところで、17ページの外国制度との調和の運用においては、世界共通のロケット安全基準がまだ存在しない中で、特定の外国基準への事実上の収れんになってしまっていて、我が国独自の新しい輸送技術や設計思想に適した安全確保手段がとりにくくなることは避ける必要があると考えています。

また、18ページのほうでは、今回の案では、外国政府による打上げ許可または設計確認に相当する処分について、我が国と同等以上の基準及び手続によるものと内閣総理大臣が認める場合、一定の添付書類を省略できる制度とされています。そうすると、懸念されるのは、政府の意図とは別に我が国側だけが外国政府の外国審査を取り込む制度になってしまわないように、将来的な相互性に今後とも注力していただきたいという点があります。

この点に関連して1点御質問なのですけれども、この内閣総理大臣が認めるものという判断は、外国製造や許可類型について、あらかじめ認定する運用なのか、それとも個別案件ごとに判断する運用なのか伺いたいと思っております。資料自体、従来の外国認定制度について、審査項目・基準の一致や基準変更時のすり合わせが困難だったとされています。そのため、外国側の基準が変更された場合の再評価の問題を含め、同等性をどのように継続して管理していくかも重要になってくると考えております。

ここで1回切ったほうがいいですか。

○久保田座長　そうですね。では、最初の質問ということでお願いいたします。

○相川参事官　御指摘ありがとうございます。

我々だけが認めてというところで、向こうで認められないということにはならないように、まさにお互いのものが認められて、日本から持っていく場合にも認められてという、相互というのが重要であると考えてございますので、そういった方向でうまく調整していきたいと思っています。

加えまして、内閣総理大臣が認めるものということで、あらかじめ認めるということで、事前に認めていくということは想定しております。一方で、基準等を変更するということとは先方の外国機関のほうでもあり得ると思っておりますので、そこが何か変更があった際にどうするかといったようなところも二国間でちゃんと調整した上で認めていくということをしていければなと思っておりますので、その辺りも二国間の中でうまく取決めのようなものをつくっていければなと考えております。

○久保田座長　相手があることなので、これはうまくやっけていかないとけないかなと思っております。

続けてお願いします。

○高取委員　第2に安全審査の予測可能性のところなのですが、資料1の27ページのハザード解析や、31ページのミッション特性に応じた判断など、申請者によるリスク評価と行政側の専門的評価の比重が高まる制度になっていると理解しています。これは多様な技術に対応する上で合理的なのですが、申請者にとってみると、何を示せば基準を満たすのか分からないという状態は大きな規制コストになっていきます。そのため、適時のガイドラインや申請マニュアルに加えて、事前相談、審査事例の蓄積を通じて予測可能な制度としてさらに高めていっていただきたいと思います。

ここはそこまで大丈夫です。

もう一つ、最後に16ページの手続の簡素化なのですが、ロケットも衛星も特に開発初期に関しては、後続機であっても前号機の結果を踏まえて設計や構造を改良しているケースがあると思います。そのため、共通部分について過去の審査結果を活用することと、各号機・各衛星の差分について、安全への影響を評価することを明確に区別していただきたいと思います。

制度上、確かに変更時の安全適合性確認が残されているということは理解しているのですが、この「同一又は類似」を政府側としてどのように評価するのか、また、差分をどのように評価するのかについては、今後、申請者のためのマニュアル等で予測可能な形で示していただければなと。先ほどの青木先生の御質問にも関連しますけれども、資料が複雑化しますので、その点も御考慮いただきたいと思いますということになります。

以上です。

○久保田座長　ありがとうございました。

では、事務局からお願いします。

○吉村参事官 貴重な御意見をありがとうございます。

まず、ハザード解析につきましては、おっしゃるとおり、まず、方法はどのような方法なのか、何を示せば十分なのかにつきましては、参考となる方法論であったり、何を示せばいいかという形については、ガイドラインのほうでしっかり書かせていただきたいと思います。

その上で、先ほど御指摘がありましたように、事前相談というのは初期段階から非常に重要だということで、御意見の背景としましては、やはり設計の手戻りを避ける必要があるということでございますので、申請者には現状のガイドラインにも事前相談を推奨する形で書かせていただいておりますけれども、特にハザード解析の部分は手戻りの影響が大きいということで、この部分についても改めて記載させていただきたいと思います。

それから、先ほどの類似性の部分につきましては、今、改正の方向性につきましては「実質的な変更を伴わないもの」という言葉を書かせていただいております。その部分は、おっしゃるとおり、どういうものが実質的だというのは、我々も議論はしましたけれども、逆にそれ以上書くと申請者にとって硬直化するということもありますので、事前相談の中でそこは御説明いただければと思っています。

その上で差分の書き方でございますが、今のマニュアルの改正の方向性、既に事業者の御意見もいただいておりますけれども、基本的に変わらない部分については、前回の許可番号、何番のタイトル、この項番と同じとし、差分については、やはりそこは明確に書いていただく必要がありますということで、共通部分は過去の許可番号のタイトルを書いておりますが、差分につきましてはしっかり書いていただいて、審査においてはその差分を見ることとなります。

もう一つ、事業者からのご意見の中で過去はオーケーしたのにまた人が代わるとオーケーできないという話もあるので、今回は差分評価ということによって、もう既に合意したものについては、ある意味、中身は書きませんので、そこは審査においてもそこは議論をしませんということとなります。基本的には差分を審査することになりますが、差分がもしかしたら前の部分に影響がある可能性がある場合は、我々もそこは提案して、議論させていただく余地は残させていただいているところでございます。

○久保田座長 ありがとうございます。

なかなか判断が難しいところもあるので、そこが分かりやすくなっていると、申請するほうも容易に分かるかなと思いますので、そこは検討したいと思います。ありがとうございました。

それでは、オンラインから手が挙がっています。菊地委員、お願いいたします。お待たせしました。

○菊地委員 ありがとうございます。

御説明ありがとうございます。方向性としては特に異論はなくて、これから関係者ヒアリングとか調整を進めて、議論を深めていければと思っています。

現時点で1点のコメントと1点の質問をさせていただきたいのですけれども、まず、さきの法改正の議論から引き続きの施行規則等の改正について、関係の皆様の御尽力には大変感謝申し上げます。

法改正の議論では施行規則以下での対応に送られた案件も相当数あったと認識しておりまして、全てを対応するのは現実的ではなくて、優先順位をつけて計画的に実施いただいているのかなと存じています。なので、引き続き長期的視点で、年度展開の計画で議論が長時間必要なものもあると思いますので、今後も引き続き計画的に進めていただければ幸いですというのがコメントです。

質問のほうなのですが、御説明もありましたけれども、さきに米国サイドと覚書を締結したことについて、オーストラリアとかも今改定されようとしていますけれども、各国が法規制のハーモナイズを目指して活動している中で、国内外の複数拠点での打上げを目指す事業者にとっては、透明性を高めるすばらしい結果だと考えています。

その中で、今回の法改正では宇宙港に関わる視点は継続議論になったと思っております。FAAと覚書を締結していて、米国は宇宙港の制度があると認識してしまっていて、現時点では打上げ事業者への責任集中で対応可能とは存じているのですが、海外からの誘致も含めて、宇宙港の責任範囲を明確にして、打上げまたは着陸場としても実現可能な目安を定めるのは事業の透明性を増す上では一定の効果があるかなと思っているのですが、誘致したはいけれども、打上げ許可を得るのが到底不可能というような事態になると不幸になるかなと思いますので、その点について、内閣府殿で継続議論となっていますところなので、お考えとか今後の計画があれば、御教示いただければ幸いですというのが質問です。○久保田座長 ありがとうございます。

では、事務局からお願いいたします。

○相川参事官 菊地委員、御指摘ありがとうございます。

まず、前段のところで、おっしゃるとおり、昨年12月の最終取りまとめの中では法改正で対応する事項と施行規則以下で対応するというところで、施行規則以下のところには様々なものがございまして、そういったところはうまく今後も検討を進めていきたいと考えておりますので、また改めて御相談等々はしていきたいと考えております。

御質問いただいている宇宙港のところでございますが、おっしゃるとおり、そこは継続的に検討していくということではあるのですけれども、現時点においては何か宇宙港としてこのようにあるべきだという確定的なものはまだ日本の中で定まっていないと思いますので、今の都度許可をベースにしていくと、宇宙港としての独立した制度を先につくってしまうと、逆にかえっていろいろ事業者の発展等を阻害するのではないかとこのところもございまして、今回の法改正の中では入れておらず、今後も検討していくとさせていただいています。

したがって、今後、日本の中でいろいろな宇宙港のようなものができてきて、それがこういった形で運営されていて、このようなものが体制なり、施設として統一的なもの

であろうというところが見えてくれば、またそういったところを独立に検討するという状況も出てくるかなと思いますので、そういった将来的なところも見据えつつ、おっしゃるとおり、今後、米国のほうではどのようにやっているのだという情報交換も密にやらせていただきたいと思いますので、諸外国ではどういう形で運用しているのだということも勉強させていただきながら、日本の状況を踏まえて今後検討していきたいと考えてございます。

○久保田座長 菊地委員、よろしいでしょうか。

○菊地委員 今後、継続で情報収集の上というところで理解しました。ありがとうございます。

○久保田座長 引き続きということで、よろしくお願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

あるいは審査基準、ガイドライン、マニュアルについても含めて、御質問、コメントがありましたらお願いいたします。

それでは、会場から小林委員、お願いいたします。

○小林委員 施行規則のところ、先ほどの御質問にも関連する16ページのところで、やはり「同一又は類似の」というところが私も引っかかっておりまして、「類似」と書かれると、事業者さんとしてはなるべく拡大解釈したいところなのですが、一方で、担当官によっては非常に判断が厳しくて、少しでも変わったら認められないというリスクもありますし、その辺りは、事業者サイドから見るとかかるコスト・費用、時間が読めないということもあると思いますので、何らかガイドラインかマニュアルかで、どこが変わったら設計が違ふということを出し直しが必要なのかとか、その辺りは明示していただいたほうがいいのではないかなと思います。

以上です。

○久保田座長 類似の度合いですね。先ほどと関連しますけれども、いかがでしょうか。

○吉村参事官 ありがとうございます。

御指摘を踏まえまして、今は実質的に変更がないこととあるのですが、例としてこういうものが変更になった場合とかという形で、できるだけ丁寧にガイドライン、マニュアル等に記載するように努めます。

○久保田座長 ありがとうございます。

それでは、松尾委員、お願いいたします。

○松尾委員 今回のものそのものというわけではございませんが、今回、いろいろ今後の審査の基準ですとか、ガイドラインということで、また、今日につきましては、細かいことは出てきていないかと思いますが、やはりいろいろ皆さん、気になることが人によって違ふと困るということがよく出てきておりまして、これは以前からも聞いたことがございます。今回、数がたくさん打ち上がるであろうということで審査の方も増えるかと思うのですが、府内におきましてその辺の審査体制と審査の基準の共通化といいま

すか、その辺については、今後、どのような取組をなさるのかお聞きしてもよろしいでしょうか。

○久保田座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○吉村参事官 ありがとうございます。

御質問の趣旨を完全に理解できているか分からないのですけれども、基準の共通化というのは。

○松尾委員 審査委員の方ごとにぶれないようにするというのが、情報共有とするのか、それとも審査の基準を明確に文書化なさるのかとか、それから、教育の体制をどうにかなさるとかいうことがあるのか。今後、さらに将来を見据えて数が増えることもあるかと思えますので、その辺を御検討されているようであれば、お知らせいただければと思います。

○吉村参事官 ありがとうございます。

まず、審査体制、人間そのものもおかげさまで徐々に増やしていただいております、3年ぐらい前は補佐1名という体制しかなかったのですけれども、今は14名まで膨らませていただいております。引き続き審査体制の拡充を図っていきたいと考えております。

2点目は、これまでの御指摘のように、人が代われればまた言っていることが変わるというところはぜひ避けるべきだという問題意識の下、一昨年からまず研修体制を構築することで、内政でございますけれども、今、14名の中には、過去のJAXA経験者であったり、または重工経験者、実際のロケットエンジン、衛星をつくった専門家もいらっしゃいますし、現役でも、JAXAとか、あと、宇宙関連業界から来ていただいているということで、内政でロケット、衛星の専門知識をつけるということが大事だと思っておりますので、訓練プログラムをつくって実施しております。

加えて、実際の審査に当たっては、基準・ガイドラインが我々審査側にとっても、要は、申請者にとってもこれに沿って申請書をつくるのですけれども、我々もガイドラインに沿って審査するというので、基本的に、今回、ガイドラインをより曖昧さを省いて明確にすることによって、我々もその範囲で審査しますよということをお約束するものでございます。

ということで、今回、小委員会が3回ありますけれども、その中で、しっかりガイドラインの中で明確にさせていただいて、パブコメもしますので、国民の皆さんからもこれで審査せよというお墨つきをもらうものだと思っておりますので、今後は基準・ガイドラインに沿って審査できるということを体制としてもしっかり教育して進める予定でございます。

○久保田座長 お願いいたします。

○龍崎局長 1点だけ補足で、体制なのですが、今回は活動法ということで、吉村さんがおっしゃったように14人ということなのですが、ほか2法の審査などもありますので、3法全体としてより体制の強化が必要だと思っておりますので、また来年度に向けて機構定員の要求なども相当数することにしております。客体である宇宙ビジネスの広がりを踏ま

えつつ、適正な規模の審査体制をつくれるように今後もしっかりとやっていきたいと思えますし、教育の部分は吉村さんがおっしゃったとおりだと思いますので、しっかりクオリティーが保てるように意を強くしてやっていきたいと思えます。

○松尾委員 打上げにつきましては、KPI30といたしますか、また数が増えそうな感じもありますが、そういった中で、審査をする方も教育とか経験を積みながらある程度と思うと、なるべく前倒しで増やさなければいけないという部分もあるかと思えますので、その辺はしっかり先読みしながら人材を確保していただければと思います。

以上です。

○久保田座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。施行規則、それから、審査基準、ガイドライン、マニュアル、全体を通してで結構です。

高取委員、お願いいたします。

○高取委員 再度すみません。

マニュアルの件でコメントをさせていただければと思うのですが、全体的に安全水準の向上と事業者の事務負担の軽減を両立させる方向性というのがすごくいいなと思っているのですが、その分、やはり複雑化していくということに関連してのお話なのですが、今後、マニュアルを事務局裁量で柔軟に変更される予定ということ自体には賛成しています。ただし、リスクベースの審査が増えていくと、マニュアルに記載される内容自体が、単なる申請書類の作成方法にとどまらずに、申請者側からすると事実上の許可の可否に影響する実質的な判断基準を含んでいるようになっていく可能性があると思っています。

これに関連して、行政手続法5条の審査基準との関係で、何を正式な審査基準として定め、何をガイドラインやマニュアルによる技術的手続の補足に委ねるのかの役割分担をどこかで整理して示していただくことも必要なのではないかと思っております。

以上です。

○久保田座長 ありがとうございます。

事務局からお願いします。

○吉村参事官 ありがとうございます。

御指摘のとおりだと思っております。先ほど基準とガイドラインにつきましては、引き続き安全小委、それから、パブコメという形で進めさせていただこうと思っています。マニュアルにつきましては、おっしゃるとおり、私も個人的にそういった判断基準が入るような性質のものではないと思っていますので、今、案はございますけれども、改めてそういったものが入っていないか、もし入っているならば、そこはあえてガイドラインのほうに移すとか、そこは気をつけて見たいと思えます。ありがとうございます。

○久保田座長 貴重な御意見をありがとうございます。

オンラインの方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

なかなか難しい内容で、今、方向性というのもあって、御指摘もなかなか難しい面もあ

るかもしれませんが、今後、これからまたさらに調整して、さらに事業者との調整もありますので、また11月に会合を開いてさらに議論を深めていただければと思います。

中須賀委員はまだ戻られていないですか。もしあれば後でいただいてもよろしいかなと思いますので、別途メール等で御指摘いただいたものを反映していきたいと思います。

全体としてはよろしいでしょうか。オンラインの方もよろしいでしょうか。

それでは、ちょっと早いですが、いろいろな意見をいただきまして、特に最初の青木委員からの人工衛星の「等」の件とか、あと、ハザードの解析をどうするのかとか、あるいは類似とか、その辺をどう判断するか、あるいは審査する方法等、いろいろ御指摘いただきましたので、幾つか検討することもあるのかなと思いますので、もし差し支えなければ、私のほうで検討案、修正案を確認させていただいて、事務局に施行規則、審査基準、ガイドラインは非常に重要なかなと思いますので、それと、改正案作成を進めていただこうと思いますけれども、皆様、よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○久保田座長 ありがとうございます。御異論ないということですので、進めさせていただきたいと思います。

今日は非常に内容の濃いものになっているのですが、なかなか御指摘等もこの場では難しい件につきましては、後ほど事務局のほうにも、御意見がもし後から出てきましたら、指摘いただいて、よりよいものにしていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、本議題はここまでとさせていただきます。

予定しておりました議題は以上ですが、委員の皆様から何か御発言等がありましたら、お願いいたします。オンラインのほうもよろしいでしょうか。

活発な議論をありがとうございました。

それでは、最後に、事務局から連絡事項等がありましたら、お願いします。

○佐藤補佐 事務局から今後の予定ですが、今年度、11月24日に次の第6回宇宙活動法基準・安全小委員会を予定しております。次回は10時から12時の予定となっております。

以上です。

○久保田座長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の会合を閉会したいと思います。

皆様、どうもありがとうございました。

以上